

○静岡県金属くず営業条例施行規則

昭和33年1月17日
公安委員会規則第1号

静岡県金属くず営業条例施行規則を次のように定める。

静岡県金属くず営業条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、静岡県金属くず営業条例(昭和32年静岡県条例第51号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(書類提出の手続)

第2条 条例及びこの規則の規定により、静岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に提出する書類は、1通とし、営業所の所在地(金属くず行商になろうとする者又は金属くず行商(以下「金属くず行商等」という。))にあつては、住所又は居所)を管轄する警察署の長を経由するものとする。

2 金属くず行商等の住所又は居所が他の都道府県にあるときは、前項の規定にかかわらず、当該金属くず行商等が公安委員会に提出する書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める場所を管轄する警察署の長を経由するものとする。

(1) 取引の相手方が特定されている場合 当該相手方のうち主たる相手方の住所又は居所

(2) 取引の相手方が特定されていない場合 行商行為をする主たる地域
(許可の申請)

第3条 条例第4条の2の規定による許可申請書の提出は、金属くず商許可申請書(様式第1号)によりしなければならない。

2 条例第4条の2の公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

(1) 申請者が個人であるときは、次に掲げる書類

ア 最近5年間の略歴を記した書面及び住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等(第11条第2項において単に「国籍等」という。))を記載したものに限る。以下同じ。)

イ 条例第4条第1項第1号から第9号まで及び第12号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村(特別区を含む。)の長の証明書

エ 未成年者で金属くず商になろうとすることに關し法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所(法定代理人が法人である場合においては、その名称及び住所並びに代表者の氏名)を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面(金属くず商の相続人である未成年者で金属くず商になろうとすることに關し法定代理人の許可を受けていないものにあつては、被相続人の氏名及び

住所並びに営業所の所在地を記載した書面並びにその法定代理人に係るア及びウに掲げる書類並びに条例第4条第1項第1号から第9号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面（法定代理人が法人である場合においては、その法人に係る次号アからエまでに掲げる書類）

(2) 申請者が法人であるときは、次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員に係る前号アに掲げる書類

ウ 役員に係る前号ウに掲げる書類

エ 役員に係る条例第4条第1項第1号から第8号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(3) 管理者を選任するときは、当該管理者に係る次に掲げる書類

ア 第1号アに掲げる書類

イ 第1号ウに掲げる書類

ウ 条例第3条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

3 金属くず商が、既に許可を受けている営業所以外の営業所について許可を受けようとする場合の金属くず商許可申請書には、前項第1号又は第2号の書類を添付することに代え、既に許可を受けている営業所に係る許可証の写しを添付することができる。

(不許可の通知)

第4条 条例第4条第2項の規定による許可をしない場合の通知は、決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(許可証の再交付の申請)

第5条 条例第6条第3項の再交付の申請は、金属くず商許可証再交付申請書(様式第3号)によりしなければならない。この場合において、当該申請が金属くず商許可証(以下「許可証」という。)の毀損によるものであるときは、当該許可証を提出しなければならない。

(許可の取消し)

第6条 公安委員会は、条例第6条の3第1項の規定による取消しをするときは、金属くず商に対し、許可取消処分通知書(様式第4号)によりその旨を通知するものとする。

2 条例第6条の3第2項の規定による公告は、インターネットの利用その他の方法によるものとする。

(金属くず商に係る変更の届出及び許可証の書換えの申請)

第7条 条例第6条の4第1項の規定による届出書の提出及び同条第2項の書換の申請は、金属くず商変更届出・許可証書換申請書(様式第5号)によりしなければならない。この場合において、当該申請をするときにあっては、当該申請に係る許可証を提出しなければならない。

2 同一の警察署の管轄区域内に2以上の営業所を有する金属くず商が、前項の

届出書を当該警察署の長を経由して同時に2通以上提出する場合において、条例第6条の4第1項の規定により添付しなければならないこととされる書類のうち、同一の内容となるものがあるときは、当該同一の内容となる書類については、1通を当該届出書のいずれかに添付すれば足りるものとする。

- 3 2以上の営業所を有する金属くず商が、当該営業所のいずれかについて、条例第4条の2第1号又は第4号に掲げる事項の変更の届出書を提出し、及び当該届出書に係る許可証の書換えを受けた場合(許可証の記載事項に変更がない場合にあつては、当該変更の届出書を提出した場合)において、当該届出書に係る営業所(以下「変更営業所」という。)以外の営業所について、当該変更の届出書を提出するときは、条例第6条の4第1項の規定により添付しなければならないこととされる書類に代え、変更営業所に係る許可証の写しを添付することができる。
- 4 条例第6条の4第1項の公安委員会規則で定める場合は、金属くず商変更届出・許可証書換申請書に登記事項証明書を添付すべき場合とする。
- 5 条例第6条の4第1項の公安委員会規則で定める書類は、第3条第2項に規定する書類のうち変更があつた事項に係る書類とする。

(許可証の返納)

第8条 条例第7条第1項又は第2項の規定による許可証の返納は、金属くず商許可証返納届出書(様式第6号)によりしなければならない。

(標識の掲示等)

第9条 条例第10条第1項の公安委員会規則で定める様式は、様式第7号とする。

2 条例第10条第2項の公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 常時使用する従業者の数が5人以下である場合
- (2) 当該金属くず商が管理するウェブサイトを有していない場合

3 条例第10条第2項の規定による公衆の閲覧は、当該金属くず商のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

(本人確認の方法等)

第10条 条例第11条第1項に規定する公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる買受け等(条例第11条第1項に規定する買受け等をいう。以下同じ。)の相手方の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

- (1) 自然人である買受け等の相手方(次号に掲げる者を除く。) 次に掲げる方法のいずれか

ア 当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人(条例第11条第2項に規定する取引の任に当たっている自然人をいう。以下同じ。)から当該相手方の次の(イ)から(ウ)までに掲げる書類(イ及びウにおいて「写真付き本人確認書類」という。)のいずれかの提示を受ける方法

- (イ) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条第1項に規定する運転免

許証若しくは同法第105条の2第1項に規定する運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）若しくは出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書若しくは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下この条において「番号利用法」という。）第2条第7項に規定する個人番号カード（当該相手方の写真が貼り付けられたものに限る。）若しくは出入国管理及び難民認定法第2条第5号に掲げる旅券若しくは同条第6号に掲げる乗員手帳（当該相手方の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下「旅券等」という。）又は身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳（当該相手方の写真が貼り付けられたものに限る。）、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

- (イ) (ア)に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該官公庁が当該相手方の写真を貼り付けたもの（一を限り発行又は発給されたものに限る。）
 - (ウ) (ア)及び(イ)に掲げるもののほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもののうち、(ア)又は(イ)に掲げるものに準ずるものであって、当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記載があり、かつ、当該外国政府又は権限ある国際機関が当該相手方の写真を貼り付けたもの（当該相手方が外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第9条第1項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第3条第1項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）を除く。）である場合に限る。）
- イ 当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、金属くず商が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌及び写真付き本人確認書類の画像情報であって、当該写真付き本人確認書類に係る画像情報が、当該写真付き本人確認書類に記載されている氏名、住居及び生年月日、当該写真付き本人確認書類に貼り付けられた写真並びに当該写真付き本人確認書類の厚みその他の特徴を確認することができるものをいう。）の送信を受ける方法

- ウ 当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、金属くず商が提供するソフトウェアを使用して、本人確認用画像情報（当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人に当該ソフトウェアを使用して撮影をさせた当該相手方の容貌の画像情報をいう。）の送信を受けるとともに、当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から当該相手方の写真付き本人確認書類（氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されている半導体集積回路（半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第1項に規定する半導体集積回路をいう。以下同じ。）が組み込まれたものに限る。）に組み込まれた半導体集積回路に記録された当該情報の送信を受ける方法
- エ 当該相手方から、番号利用法第2条第8項に規定するカード代替電磁的記録を構成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）のうち、当該相手方の氏名、住居、生年月日及び写真の情報が記録されているもの（以下「特定電磁的記録」という。）の送信（番号利用法第18条の3第1項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。第15条第1項第5号において同じ。）を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該相手方のものであることの確認（番号利用法第18条の4第1項の規定により提供されるプログラム又は同条第2項の認定を受けたプログラムを用いて行うものに限る。第15条第1項第5号において同じ。）を行う方法
- オ 当該相手方から、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下この項において「電子署名法」という。）第4条第1項に規定する認定を受けた者が発行し、かつ、その認定に係る業務の用に供する電子証明書（当該相手方の氏名、住居及び生年月日の記録のあるものに限る。キにおいて同じ。）及び当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた買受け等に関する情報の送信を受ける方法
- カ 当該相手方から、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下カ及びキにおいて「公的個人認証法」という。）第3条第6項又は第16条の2第6項の規定に基づき地方公共団体情報システム機構が発行した署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される公的個人認証法第2条第1項に規定する電子署名が行われた買受け等に関する情報の送信を受ける方法（金属くず商が公的個人認証法第17条第4項に規定する署名検証者である場合に限る。）
- キ 当該相手方から、公的個人認証法第17条第1項第5号に掲げる内閣総理大臣及び総務大臣の認定を受けた者であって、同条第4項に規定する署

- 名検証者である者が発行し、かつ、当該認定を受けた者が行う電子署名法第2条第3項に規定する特定認証業務の用に供する電子証明書及び当該電子証明書により確認される同条第1項に規定する電子署名が行われた買受け等に関する情報の送信を受ける方法
- (2) 条例第11条第1項に規定する本邦内に住居を有しない外国人である買受け等の相手方 当該相手方から旅券等であって、次条第2項に規定する事項の記載があるものの提示を受ける方法
- (3) 法人である買受け等の相手方 次に掲げる方法のいずれか
- ア 当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該相手方の次の(ア)又は(イ)に掲げる書類のいずれかの提示を受ける方法
- (ア) 当該法人の設立の登記に係る登記事項証明書（当該法人が設立の登記をしていないときは、当該法人を所轄する行政機関の長の当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地を証する書類）又は印鑑登録証明書（当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）
- (イ) (ア)に掲げるもののほか、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該法人の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもの
- イ 当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該相手方の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受け、かつ、電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第3条第2項に規定する指定法人から登記情報（同法第2条第1項に規定する登記情報をいう。以下同じ。）の送信を受ける方法（当該法人の取引の任に当たっている自然人と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該相手方の本店等（本店、主たる事務所、支店（会社法（平成17年法律第86号）第933条第3項の規定により支店とみなされるものを含む。）又は日本に営業所を設けていない外国会社の日本における代表者の住居をいう。以下この条において同じ。）に宛てて、当該買受け等の領収証書その他の当該相手方との取引に係る文書（以下「取引関係文書」という。）を書留郵便若しくはその取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便又はこれらに準ずるもの（以下この条において「書留郵便等」という。）により、その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるもの（以下この条において「転送不要郵便物等」という。）として送付する方法）
- ウ 当該法人の取引の任に当たっている自然人から当該相手方の名称及び本店又は主たる事務所の所在地の申告を受けるとともに、番号利用法第39条第4項の規定により公表されている当該相手方の名称及び本店又は主たる事務所の所在地（第14条第1項第2号ケ及び第15条第1項第10号において「公表事項」という。）を確認する方法（当該法人の取引の任に

当たっている自然人と対面しないで当該申告を受けるときは、当該方法に加え、当該相手方の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法)

エ 当該法人の取引の任に当たっている自然人からア(ア)に掲げる書類若しくはア(イ)に掲げる書類又はその写し(以下エにおいて「特定書類等」という。)の送付を受けるとともに、当該特定書類等に記載されている当該相手方の本店等に宛てて、取引関係文書を書留郵便等により、転送不要郵便物等として送付する方法

オ 当該法人の取引の任に当たっている自然人から、商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名法第2条第1項に規定する電子署名が行われた買受け等に関する情報の送信を受ける方法

2 金属くず商は、前項第1号アからエまで又は第3号ア若しくはエに掲げる方法により本人特定事項(条例第11条第1項に規定する本人特定事項をいう。以下同じ。)の確認を行う場合において、当該書類若しくはその写しに当該相手方の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該書類に組み込まれた半導体集積回路若しくは特定電磁的記録に当該相手方の現在の住居の情報の記録がないときは、当該相手方又はその取引の任に当たっている自然人から、当該記載がある当該相手方の本人確認書類(前項第1号ア(ア)から(ウ)まで並びに第3号ア(ア)及び(イ)に掲げる書類をいう。以下同じ。)若しくは当該相手方の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか(本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第4号及び第5号に掲げるものにあつては金属くず商が提示又は送付を受ける日において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が金属くず商が提示又は送付を受ける日前6月以内のものに限る。以下「補完書類」という。)の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該相手方の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第3号エに規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されている当該相手方の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

- (1) 国税又は地方税の領収証書又は納税証明書
- (2) 所得税法(昭和40年法律第33号)第74条第2項に規定する社会保険料の領収証書
- (3) 公共料金(日本国内において供給される電気、ガス及び水道水その他これらに準ずるものに係る料金をいう。)の領収証書
- (4) 当該相手方が自然人である場合にあつては、前各号に掲げるもののほ

か、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該相手方の氏名及び住居の記載があるもの（盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行規則（令和8年国家公安委員会規則第8号）第4条第2項第4号の規定に基づき国家公安委員会が指定するものを除く。）

- (5) 日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、本人確認書類のうち前項第1号ア(ア)及び(イ)並びに第3号ア(ア)及び(イ)に掲げるものに準ずるもの（当該相手方が自然人の場合にあってはその氏名及び住居、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）
- 3 金属くず商は、第1項第3号イからエまでに掲げる方法（同号イ及びウに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、当該相手方の本店等に代えて、当該相手方の取引の任に当たっている自然人から、当該相手方の営業所であると認められる場所の記載がある当該相手方の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けるとともに、当該場所に宛てて取引関係文書を送付することができる。
- 4 金属くず商は、第1項第3号イからエまでに掲げる方法（同号イ及びウに掲げる場合にあっては、括弧書に規定する方法に限る。）により本人特定事項の確認を行う場合においては、取引関係文書を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付することに代えて、次の各号に掲げる方法のいずれかによることができる。
 - (1) 当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しに記載され、当該登記情報に記録され、又は番号利用法第39条第4項の規定により公表されている当該相手方の本店等に赴いて当該相手方の取引の任に当たっている自然人に取引関係文書を交付する方法（次号に規定する場合を除く。）
 - (2) 当該相手方の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該相手方の本店等に赴いて当該相手方の取引の任に当たっている自然人に取引関係文書を交付する方法（当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写しを用いて第2項の規定により当該相手方の現在の本店又は主たる事務所の所在地を確認した場合に限る。）
 - (3) 当該相手方の本人確認書類若しくは補完書類又はその写しに記載されている当該相手方の営業所であると認められる場所に赴いて当該相手方の取引の任に当たっている自然人に取引関係文書を交付する方法（当該相手方の取引の任に当たっている自然人から、当該本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受ける場合に限る。）

(条例第11条第1項に規定する公安委員会規則で定める外国人等)

第11条 条例第11条第1項に規定する本邦内に住居を有しない外国人で公安委員会規則で定めるものは、本邦に在留する外国人のうち、出入国管理及び難民認定法の規定により認められた在留又は上陸に係る旅券又は許可書に記載された期間（第15条第1項第19号において「在留期間等」という。）が90日を超えないと認められるものであって、その所持する旅券等の記載によって当該外国人のその属する国における住居を確認することができないものとする。

2 条例第11条第1項に規定する公安委員会規則で定める事項は、国籍等及び旅券等の番号とする。

(本人確認を不要とする場合)

第12条 条例第11条第1項ただし書に規定する公安委員会規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 過去に買受け等の相手方となったことがある者からの買受け等を行う場合であって、当該買受け等に係る金銭の支払をその者の預金若しくは貯金の口座への振込みにより行うとき又は当該金属くず商の預金若しくは貯金の口座への振込みにより受けるとき。

(2) 当該金属くず商が金属くずを自ら輸入するとき。

2 金属くず商は、前項第1号に掲げる場合には、次の各号に掲げることのいずれかにより買受け等の相手方（国、地方公共団体、人格のない社団若しくは財団又は次条に規定する者（以下この項及び第15条第1項第16号において「国等」という。）である場合にあつては、その取引の任に当たっている自然人又は当該国等（人格のない社団又は財団を除く。）。以下この条において同じ。）が本人確認記録（条例第12条の2第1項に規定する本人確認記録をいう。以下同じ。）に記録されている買受け等の相手方と同一であることを確認するとともに、当該確認を行った取引に係る第17条第1号、第2号及び第7号に掲げる事項を記録し、当該記録を当該買受け等の行われた日から3年間保存するものとする。

(1) 法人の職員であることを証する書類その他の買受け等の相手方が本人確認記録に記録されている買受け等の相手方と同一であることを示す書類その他の物の提示又は送付を受けること。

(2) 買受け等の相手方しか知り得ない事項その他の買受け等の相手方が本人確認記録に記録されている買受け等の相手方と同一であることを示す事項の申告を受けること。

3 前項の規定にかかわらず、金属くず商は、買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人と面識がある場合その他の買受け等の相手方が本人確認記録に記録されている買受け等の相手方と同一であることが明らかな場合は、当該相手方が本人確認記録に記録されている買受け等の相手方と同一であることを確認したのものとすることができる。

(条例第11条第3項の公安委員会規則で定める者)

第13条 条例第11条第3項の公安委員会規則で定める者は、盗難特定金属製物品の処分の防止等に関する法律施行令（令和7年政令第301号）第2条各号に掲げる者とする。

(本人確認記録の作成方法)

第14条 条例第12条の2第1項に規定する公安委員会規則で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

- (1) 本人確認記録を文書又は電磁的記録を用いて作成する方法
- (2) 次のアからサまでに掲げる場合に応じ、それぞれ当該アからサまでに定めるもの（以下「添付資料」という。）を文書又は電磁的記録（オに掲げる場合にあつては、電磁的記録に限る。）を用いて本人確認記録に添付する方法
 - ア 第10条第1項第1号アに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類の写し
 - イ 第10条第1項第1号イに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報又はその写し
 - ウ 第10条第1項第1号ウに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認用画像情報並びに当該半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報又はその写し
 - エ 第10条第1項第1号エに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該特定電磁的記録又はその写し
 - オ 第10条第1項第1号オからキまで又は第3号オに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該方法により本人特定事項の確認を行ったことを証するに足りる電磁的記録
 - カ 第10条第1項第2号に掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該旅券等の写し
 - キ 第10条第1項第3号ア又はエに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該本人確認書類又はその写し
 - ク 第10条第1項第3号イに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該登記情報又はその写し
 - ケ 第10条第1項第3号ウに掲げる方法により本人特定事項の確認を行ったとき 当該公表事項又はその写し
 - コ 本人確認書類若しくは補完書類の提示又は本人確認書類若しくはその写し若しくは補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、第10条第2項の規定により買受け等の相手方若しくは取引の任に当たっている自然人の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し
 - サ 本人確認書類若しくは補完書類の提示又は本人確認書類若しくはその写し若しくは補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、第

10条第3項の規定により同項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は同条第4項の規定により同項第3号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したとき 当該本人確認書類若しくは補完書類又はその写し

- 2 前項第2号に掲げる方法において本人確認記録に添付した添付資料は、当該本人確認記録の一部とみなす。

(本人確認記録の記録事項)

第15条 条例第12条の2第1項に規定する公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 条例第11条第1項に規定する本人確認を行った者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
- (2) 本人確認記録の作成者の氏名その他の当該者を特定するに足りる事項
- (3) 買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該提示を受けた日付
- (4) 買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために本人確認書類若しくは補完書類又はその写しの送付を受けたときは、当該送付を受けた日付
- (5) 買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために特定電磁的記録の送信を受けるとともに、当該特定電磁的記録が当該送信を行った当該相手方又は当該取引の任に当たっている自然人のものであることの確認を行ったときは、当該送信を受けた日付
- (6) 第10条第1項第1号イに掲げる方法により買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行ったときは、金属くず商が本人確認用画像情報の送信を受けた日付
- (7) 第10条第1項第1号ウに掲げる方法により買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行ったときは、金属くず商が本人確認用画像情報の送信を受けた日付並びに半導体集積回路に記録された氏名、住居、生年月日及び写真の情報の送信を受けた日付
- (8) 第10条第1項第3号イからエまでに掲げる方法（同号イ及びウに掲げる場合にあつては、括弧書に規定する方法に限る。）により買受け等の相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、金属くず商が取引関係文書を送付した日付
- (9) 第10条第1項第3号イに規定する方法により買受け等の相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、金属くず商が登記情報の送信を受けた日付
- (10) 第10条第1項第3号ウに規定する方法により買受け等の相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、金属くず商が公表事項を確認した日付
- (11) 第10条第4項の規定により買受け等の相手方の本人特定事項の確認を行ったときは、同項に規定する交付を行った日付

- (12) 買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認を行った方法
 - (13) 買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の本人特定事項の確認のために本人確認書類又は補完書類の提示を受けたときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
 - (14) 本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第10条第2項の規定により買受け等の相手方又は取引の任に当たっている自然人の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地の確認を行ったときは、当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
 - (15) 本人確認書類又は補完書類の提示を受けることにより、第10条第3項の規定により同項に規定する場所に宛てて取引関係文書を送付したとき又は同条第4項の規定により同項第3号に規定する場所に赴いて取引関係文書を交付したときは、営業所の名称、所在地その他の当該場所を特定するに足りる事項及び当該本人確認書類又は補完書類の名称、記号番号その他の当該本人確認書類又は補完書類を特定するに足りる事項
 - (16) 買受け等の相手方の本人特定事項（買受け等の相手方が国等である場合にあっては、当該国等の名称、所在地その他の当該国等を特定するに足りる事項）
 - (17) 取引の任に当たっている自然人による買受け等のときは、当該取引の任に当たっている自然人の本人特定事項
 - (18) 買受け等の相手方が自己の氏名及び名称と異なる名義を取引に用いるときは、当該名義並びに買受け等の相手方が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いる理由
 - (19) 第11条第1項の規定により在留期間等の確認を行ったときは、同項に規定する旅券又は許可書の名称、日付、記号番号その他の当該旅券又は許可書を特定するに足りる事項
- 2 金属くず商は、添付資料を本人確認記録に添付するときは、前項各号に掲げるもののうち当該添付資料に記載がある事項については、同項の規定にかかわらず、本人確認記録に記録しないことができる。
 - 3 金属くず商は、第1項第16号から第19号までに掲げる事項に変更又は追加があることを知った場合は、当該変更又は追加に係る内容を本人確認記録に付記するものとし、既に本人確認記録又は添付資料に記載され、又は記載されている内容（過去に行われた当該変更又は追加に係る内容を除く。）を消去してはならない。この場合において、金属くず商は、本人確認記録に付記することに代えて、変更又は追加に係る内容の記録を別途作成し、当該記録を本人確認記録と共に保存することとすることができる。
(取引記録の作成方法)

第16条 条例第12条の3第1項に規定する公安委員会規則で定める方法は、文書又は電磁的記録を用いて作成する方法とする。

(取引記録の記録事項)

第17条 条例第12条の3第1項に規定する公安委員会規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 売買等（条例第12条の3第1項に規定する売買等をいう。以下この条において同じ。）の相手方の氏名又は名称
- (2) 売買等の日付及び時刻
- (3) 売買等を行った金属くずの量
- (4) 売買等を行った金属くずの特徴
- (5) 売買等を行った金属くずの価額
- (6) 売買等に係る金銭の支払方法
- (7) 第12条第1項第1号に掲げる場合であって、買受け等に係る金銭の支払を買受け等の相手方の預金若しくは貯金の口座への振込みにより行ったときは、口座番号その他の当該口座を特定するために必要な事項
(本人確認記録又は取引記録の毀損等の届出)

第18条 条例第12条の4の規定による本人確認記録又は取引記録を毀損し、若しくは亡失し、又はこれらが滅失したときの届出は、本人確認・取引記録の毀損・亡失・滅失届出書(様式第8号)によりしなければならない。

(証票)

第19条 条例第15条第2項に規定する身分を証明する証票は、警察手帳又は身分証明書(様式第9号)とする。

(指示)

第20条 条例第15条の2の規定による金属くず商に対する指示は、指示書(様式第10号)により行うものとする。

(営業の停止等)

第21条 公安委員会は、条例第16条の規定により金属くず商の許可を取り消し、又は金属くず商の営業の停止を命ずるときは、金属くず商に対し、営業停止等処分通知書(様式第11号)によりその旨を通知するものとする。

(行商の届出)

第22条 条例第18条の2の規定による届出書の提出は、金属くず行商の届出書(様式第12号)によりしなければならない。この場合において、当該提出をしようとする者が個人であるときは、当該者の写真(当該提出の日6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。以下同じ。)1枚を提出しなければならない。

2 条例第18条の2の公安委員会規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 届出者が個人であるときは、住民票の写し
- (2) 届出者が法人であるときは、次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員に係る住民票の写し

(行商の証の再交付の申請)

第23条 条例第19条第3項の再交付の申請は、金属くず行商の証再交付申請書(様式第13号)によりしなければならない。この場合において、金属くず行商の証再交付申請書の提出をしようとする者が個人であるときは、当該者の写真1枚を提出しなければならない。

2 前項の申請が金属くず行商の証(以下「行商の証」という。)の毀損によるものであるときは、当該行商の証を提出しなければならない。

(金属くず行商に係る変更の届出及び行商の証の書換えの申請)

第24条 条例第20条の2第1項の規定による届出書の提出及び同条第2項の書換えの申請は、金属くず行商変更届出・行商の証書換申請書(様式第14号)によりしなければならない。この場合において、当該申請をするときにあっては、当該申請に係る行商の証を提出しなければならない。

2 条例第20条の2第1項の公安委員会規則で定める場合は、金属くず行商変更届出・行商の証書換申請書に登記事項証明書を添付すべき場合とする。

3 条例第20条の2第1項の公安委員会規則で定める書類は、第22条第2項に規定する書類のうち変更があった事項に係る書類とする。

(行商の証の返納)

第25条 条例第21条第1項又は第2項の規定による行商の証の返納は、金属くず行商の証返納届出書(様式第15号)によりしなければならない。

(委任)

26条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、静岡県警察本部長が定める。

よる。